

■日時 平成27年1月20日（火） 午前10時00分～11時00分

■会場 久喜宮代清掃センター 大会議室

■出席者

|          |    |   |
|----------|----|---|
| 委員       | 出席 | 小山康弘、車田 貞、山田正一、足立節子、高柳英雄、西谷美春、関 直子、鈴木美栄子、浅倉孝郎、後藤勝弘、久保勝以知、茂田庸子、細川 功、館野栄男、高橋定幸、松永カツ子、阿部重太郎、築井山信義 以上18人                                    |
|          | 欠席 | 小野雄策、松村清子 2人  |
| 久喜宮代衛生組合 |    | 若山事務局長、長堀総務課長、金井業務課長、蓮見業務2課長、藤井業務3課長、内田総務課長補佐、月安業務課長補佐、加藤業務2課長補佐、大久保業務3課長補佐、靱山総務課庶務係長、小林総務課減量推進係長、鈴木業務課収集料金係長、香川業務課施設係長、斎藤業務3課施設係長、赤羽主査 |

■会議次第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議題
  - (1) 意見交換
 

諮問事項「し尿・浄化槽汚泥等の収集体制及び手数料について」
4. その他
5. 閉会

■配布資料

- ・ 会議次第
  - ・ 答申書（案）
  - ・ 席次表
  - ・ 第10回廃棄物減量等推進審議会 議事録
  - ・ 月刊廃棄物12月号
  - ・ 月刊廃棄物1月号
  - ・ 隔月刊地球温暖化11月号
  - ・ 隔月刊地球温暖化1月号
  - ・ 循環経済新聞
- ※「月刊廃棄物12. 1月号、隔月刊地球温暖化11. 1月号及び循環経済新聞」は、浅倉委員から提供されたもの

■傍聴人数 なし



|              |   |   |
|--------------|---|---|
| <p>10:04</p> | <p>3. 議題<br/>①し尿・浄化槽汚泥等の収集体制及び手数料について</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・月刊廃棄物 12 月号</li> <li>・月刊廃棄物 1 月号</li> <li>・隔月刊地球温暖化 11 月号</li> <li>・隔月刊地球温暖化 1 月号</li> <li>・循環経済新聞</li> </ul> <p>でございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それでは、会議の進行につきましては、久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進審議会運営要綱第 5 条によりまして、会長に議長をお願いしたいと思います。それでは、会長、よろしく申し上げます。</li> </ul> <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それでは、審議会を始めたいと思います。</li> <li>・はじめに、事務局から配布資料である答申書（案）について説明があるとのこと。</li> <li>・事務局より説明をお願いします。</li> </ul> <p>(小林減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それでは、「答申書（案）」についてご説明申し上げます。</li> <li>・はじめに、答申書（案）の内容でございますが、久喜宮代清掃センターと八甫清掃センターでは「委託方式」と「許可方式」というように収集体制が異なっており、このままの体制では手数料の取り扱いについて、住民間で不公平感が生じることから、早急に是正する必要があります。</li> <li>・このため、収集手数料の取り扱いについては、受益者負担を基本に、県内の他の自治体で徴収している手数料とのバランスを考慮しながら、住民への負担にも配慮するとの考えのもと、久喜宮代清掃センターの収集手数料を 3 年間で八甫清掃センターの許可事業者が徴収している手数料へと段階的に統一し、収集手数料の統一とあわせて収集体制を「許可方式」に移行しようというものでございます。</li> <li>・以前みなさまには、この答申書案について、追加・修正とあわせて付帯事項のお願いをしたところ、浅倉委員及び筑井山委員からは答申書案の修正が、浅倉委員及び阿部委員からは付帯事項の提出が、また、小野委員からは前回の審議会において付帯事項に関する発言がございましたので、そちらについても追加させていただいたとこ</li> </ul> |
|--------------|---|---|

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>ろでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これらの具体的な修正内容でございますが、築井山委員からは、答申書案全文について整理のご意見がございました。</li> <li>・このため、事務局の方で、その意見を踏まえて文言を整理したところ、お手元にお配りした答申書案のように分かりやすい表現に修正したところでございます。</li> <li>・また、浅倉委員からは、一部の文言について修正した方が良いといった意見があったことから、全文を見直した答申書案にそれらを反映させる形で修正しております。</li> <li>・次に、付帯事項についてでございますが、小野委員、浅倉委員及び阿部委員からは、公共下水道への接続に関するご意見がございました。この公共下水道事業については公共事業であることから、久喜市及び宮代町に公共下水道事業に関する所管課がございます。このため、付帯事項の方では、「未接続の方が速やかに接続していただけるよう所管課と連携を図っていく。」とさせていただいたところでございます。</li> <li>・審議会委員の皆様には、答申書（案）の内容を確認いただき、必要に応じてご意見をいただければと存じます。</li> <li>・答申書（案）については、以上でございます。</li> </ul> <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ただ今、事務局から、答申書（案）について説明がありました。答申書（案）について、内容をご確認いただき、修正のご意見があればお願いしたいとのことです。</li> <li>・それでは、答申書（案）の意見交換を行うにあたり、事務局から補足説明などありましたら、よろしく願います。</li> </ul> <p>(小林減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それでは、補足説明をさせていただきます。</li> <li>・これから皆様方に答申書（案）について、最終確認をしていただくこととなりますが、任期の関係上、本日が最期の審議会となりますので、ご承知おき頂きたいと思っております。</li> <li>・また、配布した答申書（案）にご意見があった場合には、ご意見を踏まえ修正いたしますので、修正内容については、事務局に一任いただきたいと思います。と存じます。</li> </ul> |
|--|--|--|

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者への答申については、2月3日（火）午後2時より久喜市役所にて行いたいと思います。</li> <li>・ 当日は審議会を代表して小山会長、西谷副会長、阿部副会長の3名と事務局3名の計6名で管理者宛に答申に伺う予定です。</li> <li>・ 補足説明については以上になります。</li> <li>・ それでは、会長、ご審議の程、よろしく申し上げます。</li> </ul> <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ありがとうございました。本日が最期の審議会とのことですので。</li> <li>・ また、管理者への答申は、審議会を代表して会長、副会長の3名で行う予定とのことですので。</li> <li>・ それでは、事務局からの補足説明を踏まえて答申書（案）について意見交換を進めたいと思います。</li> <li>・ ご質問のある方は、挙手していただき、必ず氏名を言うてから、発言してください。</li> <li>・ 意見がありましたら、よろしく申し上げます。</li> </ul> <p>(浅倉委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申書の表の所は問題がないかと思います。後ろの面の付帯事項に「公共下水道や農業集落排水による処理が可能な区域については」というところがありますが、こちらに「公共下水道や農業集落排水による処理ができないところについては合併浄化槽を設置してもらいたい」というような文章を追加してもらいたいと思います。</li> <li>・ なぜなら、今、河川を汚染しているのはほとんど単独浄化槽から処理された汚水が原因だからです。これを合併浄化槽にさせていただくと、川がきれいになると同時に、埼玉県の上田知事が進めている川をきれいにする施策にも反映できるのではないかと思います。このため、合併浄化槽についても、付帯意見の中に文言が入っていた方が良いと思います。</li> </ul> <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併浄化槽の文言の追加依頼とのことですので。事務局、お願いします。</li> </ul> |
|--|--|--|

|              |               |  |
|--------------|---------------|--|
| <p>10:15</p> | <p>4. その他</p> | <p>(小林減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併浄化槽については、付帯事項1の中に追加するような形で修正させていただきます。</li> </ul> <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・追加するとのことですか。浅倉委員よろしいですか。</li> </ul> <p>(浅倉委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・はい。</li> </ul> <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他にございませんか。</li> </ul> <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・言い足りない部分もあるかと思いますが、まとめるとこのような形になるのだと思います。</li> <li>・この他に意見はございませんか。</li> </ul> <p>—追加の意見なし—</p> <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見がないようですので、意見交換については以上で終了とさせていただきます。事務局には、本日の意見交換を踏まえた形で答申書を整理していただきたいと思えます。</li> <li>・また、西谷・阿部両副会長につきましては、管理者への答申についてご協力の程、よろしくお願いします。</li> </ul> <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それでは、その他ということで、事務局の方で、何かありましたら、よろしくお願いします。</li> </ul> <p>(長堀総務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会委員のみなさん、大変お疲れ様でした。</li> <li>・「し尿・浄化槽汚泥等の収取体制及び手数料について」の意見交換については、本日で最後になります。このため、浅倉委員から出た意見の文面につきましては、事務局に一任していただき、会長・副会長と相談して管理者へ答申したいと思えます。</li> </ul> |
|--------------|---------------|--|

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会の内容については以上になりますが、せっかくの機会ですので、衛生組合の業務について聞きたいことやご意見などがありましたら、意見交換をさせていただければと思います。</li> <li>・ 組合といたしましても、答えられる範囲内でお答えしたいと思いますし、組合の方としても、今後の清掃行政の方に活かしていきたいと思いますので、よろしく願います。</li> </ul> <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今まで2年間、11回の会議を重ねてきましたが、これのほかに何か意見がありましたらよろしく願います。</li> </ul> <p>(浅倉委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2つあります。一つ目は、これから高齢化が進んでいくと、紙おむつが増えていくと思うのですが、紙おむつ類の処理は現在、衛生組合で問題になっているのでしょうか。それとも、特に問題にはなっていないのでしょうか。それを伺いたいと思います。</li> <li>・ もう一つは、衛生組合にはそれ程関係はないのかもしれませんが、遺品の整理について、問い合わせがあった場合、どのような対応をするのか伺いたいと思います。例えば、遺族の方やご近所の方が、遺品として大量のごみが出る場合、どのように処理したらよいかといった問い合わせが来ることがあると思いますので、そういった場合に、どのような感じでお答えしているのかを伺いたいと思います。</li> </ul> <p>(鈴木収集料金係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ まず一点目の紙おむつ処理の現状でございますが、現在、収集の作業に従事している職員からは、紙おむつの増減について具体的な意見は聞いておりません。このため、現状では特段の問題はないと認識しております。ただ、ご指摘のとおり、今後こういった高齢化社会に推移していくことは明らかであると思われるので、今後、何かしらの問題が挙がってくるかもしれないと考えています。</li> <li>・ 二点目の遺品整理についての衛生組合の対応ございま</li> </ul> |
|--|--|---|

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>すが、昨今、テレビの報道番組等でみかける「孤独死」などがケースとして考えられます。孤独死された方の部屋は、状況によっては単なる部屋の清掃では済まない場合があると聞いております。特に、亡くなってから数カ月経過してしまったケースでは、そういったことがよくあるようです。この場合、遺品を整理するにあたり、特殊な知識が必要になります。このため、「遺品整理業」という職種が昨今クローズアップされているところでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当組合については、今のところ、具体的にはそういった内容の問い合わせはございません。今のところ、身内の方が亡くなられた方の遺品整理ということで、実際に携わる場合の相談はございますが、身寄りのない方の孤独死に関する対応は今のところはないといった状況でございます。</li><li>・「遺品整理業」は民間の資格で、専門的な知識を要するといった話も聞いております。一般廃棄物の収集運搬業、わかりやすく言うと、家庭ごみを集めて、運搬して、当組合のような処分場まで持ち込むにあたっては、市町村の許可が必要となります。このため、「遺品整理業」をやるにあたっては、この一般廃棄物の収集運搬業の許可を持っているか持っていないかが大きなポイントとなります。その許可を持っていない場合には、現場で遺品の整理をして、その後、別に一般廃棄物の収集運搬業の許可を持っている業者に依頼をすることになります。このため、「遺品整理業」を持っている方が、一般廃棄物の収集運搬業の許可を持ってさえいれば、そのまま処理が可能ということになります。</li><li>・また、当組合では、現在、当組合で一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けている業者の中で、便利屋で民間資格を持って遺品整理をやっている業者について把握をしております。</li><li>・加えて、現在、一社から一般廃棄物の収集運搬業の許可について、問い合わせが来ている状況でして、「遺品整理の用途に限る」といった業種の限定を条件に、申請があれば検討をさせていただきたいと考えております。ということで、当組合管内の「遺品整理業」については、当組合から一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けている業者であり、かつ「遺品整理業」の資格を持つ業者を紹介</li></ul> |
|--|--|---|

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>することで、市民のニーズに対応していくことができるのではないかと考えております。</p> <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こういった問題はすぐに対応しないと難しいのではないのでしょうか。私としては、多分、こういった業種も今後20年くらいで、そのあとは少子化の影響で少なくなってしまうのではないかと考えています。</li> </ul> <p>(車田委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今の説明を聞きますと、例えば、「孤独死」で亡くなった方がいたときに、遺族の方と近所の方が協力して遺品を整理するとき、ダンボールや新聞、生ごみなどは決まった捨て方で処分すればいいと思いますが、いらないタンスを処分するなどはやってはいけないことなのではないでしょうか。どこまでなら手伝ってよいのでしょうか。</li> </ul> <p>(鈴木収集料金係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先程、家庭から出るごみを収集・運搬することを仕事とする場合には許可が必要となるという話をさせていただきました。名前も一般廃棄物収集運搬業といいます。それに対して、自分が出したごみを自分で運搬することは何の許可もいりません。またこれが身内の方であっても、収集運搬を生業として行う訳ではないので、これも対象外になってきます。地域の方というお話がありましたが、当組合といたしましては、ごみを出された方の住所が確認できるもの、例えば健康保険証や免許証、公的機関からの郵便物でも結構です。私どもが確認したいのは、久喜市・宮代町以外からのごみの流入を排除しないといけないので、住所が確認できる書類をお持ちいただくことで、身内の方、ご近所の方の確認をさせていただいているところでございます。それに対して、それを仕事として請け負ったということになりますと、それは法の趣旨から外れてしまうということになります。組合としては、業者に対し、タイミングを見てご説明をさせていただいているところでございます。</li> </ul> <p>(車田委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わかりやすく、理解出来ました。ありがとうございます。</li> </ul> |
|--|--|---|

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>した。</p> <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可の条件は何ですか。</li> </ul> <p>(鈴木収集料金係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可の条件につきましては、例規で決まっております、法的に必要という資格は特になく、車を使うので、自動車の運転免許証程度しかないと思います。この一般廃棄物を収集運搬するにあたり許可を受けるのは、かなり狭き門となっているところでございます。それに対して、産業廃棄物の収集運搬処理業については、都道府県の許可となっております、要件さえ揃えば、許可は下りるという話を聞いています。</li> <li>・この一般廃棄物の収集運搬業の許可は産業廃棄物の許可と異なっております。以前、この廃棄物減量等推進審議会の意見交換の中でも「委託方式」と「許可方式」としてご説明させていただきましたが、これらの基本的な考え方として、一般廃棄物の処理は市町村がやらなければならないという前提があります。市町村が処理できない場合には、まず市町村が業者に委託し対応し、それでもできない場合には許可業者が対応するというようになっていきます。このため、業者にお願いする範囲が限られてきます。このため、市町村は、そこで競争原理が働かないように、運営していかなければならないのです。最高裁の判例でも、一般廃棄物の収集運搬業については、競争原理が働かないという判例がでてるところです。ここで競争原理を働かせない理由としては、最終的に不利益を被るのは住民だからだと言われております。一般廃棄物の収集運搬業の許可業者の数につきましては、一般廃棄物の処理計画に基づいて、許可を下しております。このため、要件さえ揃えば、申請者が許可される産業廃棄物の許可と、一般廃棄物の収集運搬業の許可とは性質が異なっております。</li> </ul> <p>(浅倉委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「遺品整理業」については、現在、法律的にはグレーゾーンとなっております。先程、「遺品整理士」という民間の資格の話がありましたが、これは民間の協会で一定の講習</li> </ul> |
|--|--|---|

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>を受講すれば資格を与えるというものです。なぜそのようなことをしなければならないかという、この業種には悪質な業者が多いからです。遺品整理ということで見積もりをお願いして、見積もりでは10万円できると言っていたにもかかわらず、トラックに荷物を積み込んだ後に、50万円と言って請求をしてくる訳です。また、それを元に戻すよう言うとさらに50万円を要求し、あわせて100万円を請求するといったケースがあったため、悪質な業者が多いのはいけないということで、遺品整理をやっていた方々で協会を作って「遺品整理士」という資格を広めているという段階です。また、国の方でも、実際これから法律を作る段階であると聞いています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・問題は、一般廃棄物の収集運搬業の許可の方ですけれども、業者の方も資源物として扱えば、誰でも出来てしまうということがあります。また、最近では、善意で近所の方が遺品整理を手伝っていたら、突然遺族の方が現れて、遺品の所有権や相続権を主張するといった事例も出てきています。こういった場合、裁判にもなりますので、どこで所有権が放棄されるのかといった問題もあり、まさにグレーゾーンとなっています。こういった場合、善意で行ったことが台無しになってしまいますので、今の段階では、遺品整理を手伝う場合にはよく考えてやった方がいいのではないかと思います。</li> </ul> <p>(築井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補足説明させていただきます。「孤独死」における財産権の論争は非常に難しいと思います。空き家となった住宅と一緒に撤去すれば、それなりの費用が掛かるので、そのまま放置しておくというケースがあります。これは、非常に危険なことです。今後、行政の方も、積極的に空き家問題に取り組み、さらには費用が掛かれば、その請求を遺族の方に出来るような法整備を国の方でやっているようです。また、事業系の一般廃棄物ということで、こういった許可条件が必要かということですが、基本的には市町村に事業所の所在地があって、なおかつ収集運搬の車両を持っていることが最低限の条件になります。やはり、許可を与える以上は、その市町村に貢献をしてもらうということが前提になってきます。それを所在地が東京都にあって、車で埼玉県へ来るというのではスピ</li> </ul> |
|--|--|--|

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>ーディーに仕事できません。このため、許可を与えるかどうかは許可権者が決めることであって、基本的には市町村固有の事務として許可を与えるということになっています。そこで、遺品整理の関係ですが、先程の財産のこともあり、非常に難しいと思います。また、「孤独死」で、遺族の方もいないということであれば、民生委員等も中に入って、いろいろと整理をしていきますが、廃棄物がいっぱい出たということであれば、事業系の一般廃棄物の処理事業者が収集し、運搬するというのが現状だと思います。</p> <p>(阿部委員)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ふれあい収集の現状について各清掃センターの取り扱いについて、それぞれ違うと思いますので伺いたいと思います。ふれあい収集では、本人の健康の状態によるものと、自治会や町内会から脱退したことで、集積所が使えないという場合、衛生組合ではどのように対応しているのかを伺いたいと思います。なお、自治会等を脱退した人に集積所を使わせないのは、裁判でも正しいという結論が出ているようです。</li></ul> <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事務局、お願いします。</li></ul> <p>(鈴木収集料金係長)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ まず、久喜宮代清掃センターの現状からお話しさせていただきます。ふれあい収集の認定にあたりましては、認定までに二つの制度がございます。一つ目は、申請をいただいた後、高齢者であれば市町の高齢者課に、障がい者であれば市町の障がい者担当課にその方の個人情報を開示していただいています。例えば、介護の等級や障がい者手帳の等級の度合い、さらには居住の状況といった個人情報を開示していただきます。二つ目のステップとしましては、現地に行って、申請者と実際に面談をして、そこで状況を確認しています。そのうえで、審査し、認定の可否を適用しています。ふれあい収集は、こういったステップを踏んでの認定になります。ご質問いただいたふれあい収集の認定の現状については、その方のお体の状況でごみ出しが困難であることや近隣の方の助けを</li></ul> |
|--|--|--|

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>得ることも困難であり、ごみ出しに難儀しているという理由によって、ふれあい収集の認定をさせていただいているところです。ふれあい収集については、こういったケースが100%であると考えていただいて結構です。このため、自治会の加入の状況といった理由は、ふれあい収集の趣旨と異なります。そもそもふれあい収集の目的は、自力で集積所までのごみ出しが困難な高齢者や障がい者、管理者が認める世帯を対象になっている制度でございますので、物理的にごみ出しが困難になっている方への対策とはなっておりません。このため、自治会に加入していないといった理由では趣旨が異なるので、ふれあい収集の対象とはしておりません。久喜宮代清掃センターについては、このような状況となっています。</p> <p>(蓮見業務2課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 菖蒲清掃センターについては、先程、久喜宮代清掃センターでお答えしたものと同一内容となっております。変わるところはございません。</li> </ul> <p>(藤井業務3課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 八甫清掃センターについても、内容については同じになりますが、ふれあい収集については、最近、申請件数が増える傾向にあります。ふれあい収集については、合併当初から利用はありましたが、今後も、徐々に増える気がいたします。ふれあい収集の認定については、先程、久喜宮代清掃センターからの説明の中にもありましたが、市の担当課に協力を頂いたうえで、現場に行き、申請者本人がどういった状態であるかを確認してからふれあい収集の認定の結論を出しています。傾向といたしましては、繰り返しになりますが、申請件数が増えてきております。</li> </ul> <p>(茂田委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「遺品整理」の件について、少しお尋ねしたいのですが、例えば、一人で住んでいた方が亡くなってしまった場合、先程、久喜市内に住んでいることの証明が必要といった話がありましたが、遺族が久喜市内に住んでいなくて、亡くなった方が市内に住んでいたことを証明することができるものがない場合には、死亡診断書とか持ってい</li> </ul> |
|--|--|--|

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>ないと、遺品として持ち込み、処分してもらうことはできないということでしょうか。</p> <p>(久保委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふれあい収集の話ではないですね。</li> </ul> <p>(茂田委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・違います。「遺品整理」の話です。</li> </ul> <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別件の意見ということですね。</li> </ul> <p>(茂田委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・はい。</li> </ul> <p>(鈴木収集料金係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・久喜市か宮代町に単身でお住まいの方が亡くなり、久喜市・宮代町以外にお住まいの身内の方が遺品を整理に来られるというケースはよくあります。茂田委員からのご質問は、故人の居住を証明するものがない場合についての対応ということでございます。まず、久喜宮代衛生組合で確認したいのは、そのごみがどこから出たごみなのかということでございます。このため、亡くなった方が久喜市・宮代町に住んでいたということが何かしらで確認できれば、考えておりました、月に1・2回は電話での確認をしているケースもございます。しかし、基本的には、何かしら居住状況を確認できる書類をご提示していただいております、権利書や保険証、役所からの通知などで住所を確認したケースもございます。当組合といたしましては、公的機関からの通知、亡くなった方がそこに住んでいたということがわかりさえすればいいと考えております。もし本当に証明するものがないということであれば、死亡診断書で確認することもできます。</li> </ul> <p>(茂田委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなった場合、保険証などは市役所に返してしまいますし、また、免許証もないと証明できるものがないのではないかと思います。特に女性の場合には免許証を持っていない方もいらっしゃると思います。このため、遠く</li> </ul> |
|--|--|---|

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>から遺族の方が遺品整理に来た場合、その遺族は民生委員に住んでいたことを聞くこともできないので、近所の方に住んでいたことを証明してもらうことになってしまうと思うのですが。</p> <p>(鈴木収集料金係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これは稀なケースなのですが、ご指摘の通り、証明するものがないというケースもございます。そういった場合には、電話でその遺族の方に亡くなった方の住所を伺います。たいていの場合、ご遺族の方が住んでいた住所であるので、すらすらと住所をお話しただけなので、聞き取った住所地を住宅地図で確認して、きちんと住所があれば、それをもって居住の確認とする例もございます。証明する書類があれば、客観的に確認できますが、このように証明がない場合でも、確認が取れば臨機応変に対応しているところでございます。</li> </ul> <p>(茂田委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わかりました。ありがとうございます。</li> </ul> <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・阿部委員の話にもありましたが、私の所にも町内会に入らない人がいます。増えているという訳ではありませんが、1・2軒はあります。こういったときには、どのように対応したらよいのでしょうか。恐らく、他の地区でもあると思います。</li> </ul> <p>(車田委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会・町内会への脱退の件ですけれども、脱退だけでなくいろいろなケースがあります。まず、始めから自治会・町内会に入らない方がいます。各集積所には、掃除当番がありますが、私の所ではそれさえやっていただければ、極端な話、町内のどこの集積所に出してもいいということにしています。住民である以上、私はごみを出してはいけないとは言えないと思います。この辺りはどうなのでしょう。</li> </ul> <p>(松永委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今おっしゃった件なのですが、私は区長や自治会長をや</li> </ul> |
|--|--|--|

っておりますが、新しく町内に引っ越してきた方がいたときには、ごみの出し方について20分～30分掛けて、自治会の会則を含めてお話をしております。自治会の加入については、そのうえでお願いをするしかないと思います。引っ越してきた方には、地域づくりや災害時もあるからと言ってお願いをしています。その方には加入のお願いしたうえで、「お住まいの場所はここなので、ごみの集積所はここです。」と言い、さらに集積所については「皆さんにごみ当番をお願いしている。」と説明し、お願いをしています。このように、引っ越してきた方には、お願いの一点張りで自治会への加入をお願いしております。また、「遺品整理」の件については、そんなに深く考えなくてもよいと思います。亡くなった方の近所には、区長も民生委員もいます。これらは、そのためのものであると思いますし、自治会・町内会が仲良くやっていたら、そういったときには助け合うと思いますので、そんなに心配しなくてもよいと思います。

(小山会長)

- ・ごみは行政区の区長にとって非常に神経を使っているところだと思いますので、わからないことは衛生組合に何でも相談してもらえばいいと思います。また、区長をやっていると、ごみだけでなく役所からの配布物についても「いらない。」と言われることがあります。このため、わからないことや何か問題があったときは、行政の方にご相談いただければと思います。

(浅倉委員)

- ・自治会の脱退の件ですが、自治会に入っていないのに集積所にごみを出すというのは、あまりに都合がいいと思います。場合によっては、掃除をやってくれればいいというケースもありますが、厳しい言い方をすれば、ごみは自分で衛生組合に持って行ってくれというところもあると思います。あと、先程話をした「遺品整理」ですが、この所のいろいろと揉めていますので、衛生組合だよりで「生前整理のすすめ」みたいな形で掲載していただければと思います。そういうのも、世界でどこの国が家の中に一番物があるのかというのを調査したものが、その結果、日本が一番多いようです。亡くなってから整

|              |              |   |
|--------------|--------------|---|
| <p>11:59</p> | <p>5. 閉会</p> | <p>理するのは大変ですし、本屋でもいろいろな生前整理の本が出ていますので、衛生組合だよりの方で啓発してもいいのではないかと思います。もう一つし尿処理施設が老朽化しているということから、再生可能エネルギーとなるようし尿をメタン発酵して、メタンガス化し、それを発電させて売電するという方法が、多くの自治体で検討されているところですが、衛生組合もそういった考えをお持ちであるのか伺いたいと思います。</p> <p>(若山事務局長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今のところバイオガス化の検討はしておりませんが、今後、国や他の自治体、研究施設の状況を見ていきたいといった状況です。</li> </ul> <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私も浅倉委員のように「遺品整理」については、衛生組合だよりに載せた方がいいと思います。私の家がそうなのですが、父や娘のものがそっくり家の中に残っています。父に片づけるように言ったら最近片づけ始めましたが、家の中の整理は費用もかかるし、面倒くさいことから進みが悪い。このため、こういったことも「衛生組合だより」で紹介していてもいいのではないかと思います。</li> </ul> <p>(松永委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「物は捨てるのと片づく。」とよく言われます。もちろん片づけにお金はかかりますけれど、私の姉のように、徐々に片づけを始めている方もいます。また、近所でもそういった話をお聞きするので、今、「衛生組合だより」に載せるのは少し早いかと思います。また、それを生業にしている業者もおりますので、掲載するならば差しさわりのないものでお願いしたいと思います。</li> </ul> <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ありがとうございました。</li> </ul> <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それでは、この辺で本日の審議会は終了させていただきます。この審議会も2年間に渡って11回の会議を重ねて</li> </ul> |
|--------------|--------------|---|

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>参りましたが、おかげさまで持ちまして全ての諮問事項について答申をすることができました。これも皆様の熱心な議論の賜物だと思います。長い間、ご協力ありがとうございました。</p> |
|--|--|--|